

専用水道の手引き

平成26年4月1日

神栖市生活環境部環境課

目 次

I	はじめに	1
II	専用水道とはとは	2
III	設置者の義務	4
	1. 市への報告	4
	2. 維持管理	5
	(1) 管理体制の整備	5
	(2) 衛生管理	6
	(3) 施設管理	7
	(4) 水質管理	7
	(5) 水質検査計画	9
	(6) 水質検査の委託	10
	(7) 薬品の管理	11
	(8) 健康診断	11
	3. 市への報告	11
IV	市の指導	12
	1. 届出等の指導	12
	2. 立入検査・改善指導	12
	3. 改善の指示・給水停止命令	12
V	汚染事故等の緊急時の措置	12
	その他	
	水質検査項目一覧表	13
	水質基準項目の検査頻度及び省略の概要	14

I はじめに

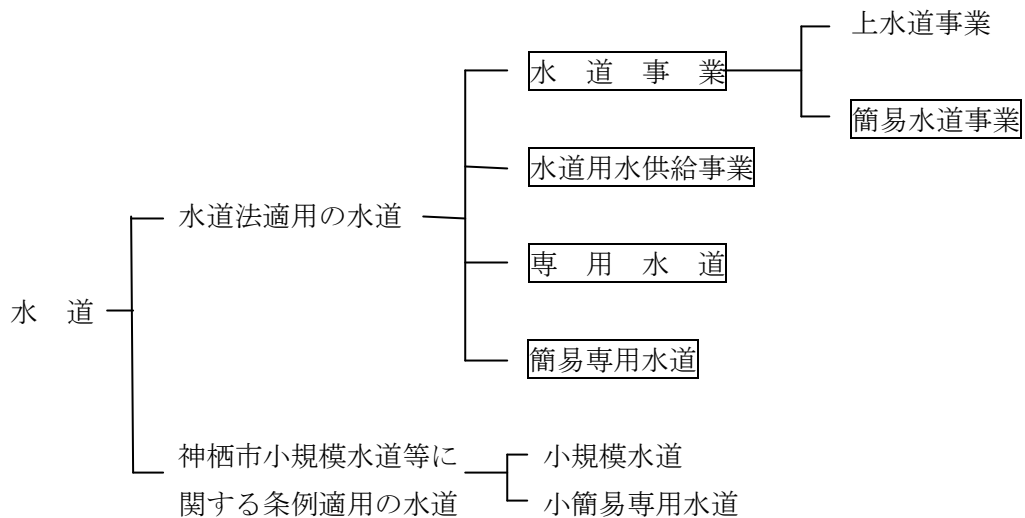
一般に「水道」と言えば県営水道や市町村営水道が挙げられますが，下図に示すようにいろいろな種類があります。

その中で，一般の需要に応じて供給するものではなく，100人を超える居住者に必要な水を供給する，あるいは1日に供給することができる最大の水量のうち人の生活に利用する水量が20m³を超える寄宿舎，社宅，団地，学校，レジャー施設等の自家用の水道も「専用水道」として法的に種々の規制を受け，衛生的で安全な水の供給が図られています。

専用水道も，県営水道や市町村営水道と同じように良質で豊富な水が供給されるものでなければならないことは言うまでもありません。

そこで，専用水道を設置している者及びこれから設置しようとする者は，この「専用水道の手引き」を参考とし，諸届出や維持管理など飲料水の安全確保について万全の態勢でのぞむようお願いします。

水道の種類（「□」は水道法上の用語）



II 専用水道とは

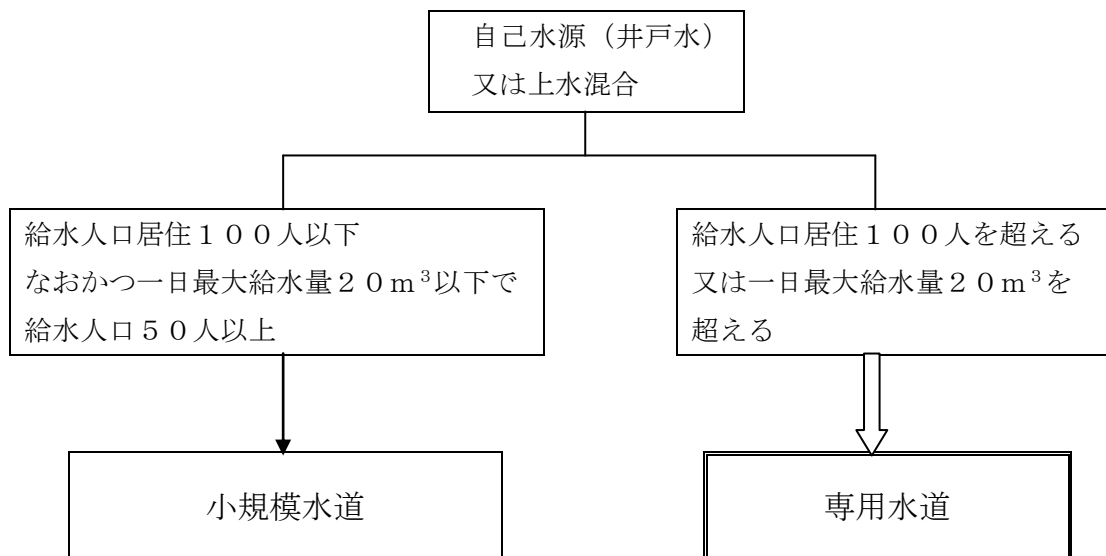
専用水道とは、自家用の水道で、100人を超える居住者に必要な水を供給するもの、あるいはその水道施設の1日最大給水量（1日に供給することができる最大の水量）のうち人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活に利用する水量が20m³を超えるものを言います。

ただし、県営水道や市町村営水道等から供給を受ける水のみを水源とする場合は、その施設が次のいずれにも該当するものは専用水道に該当しません。

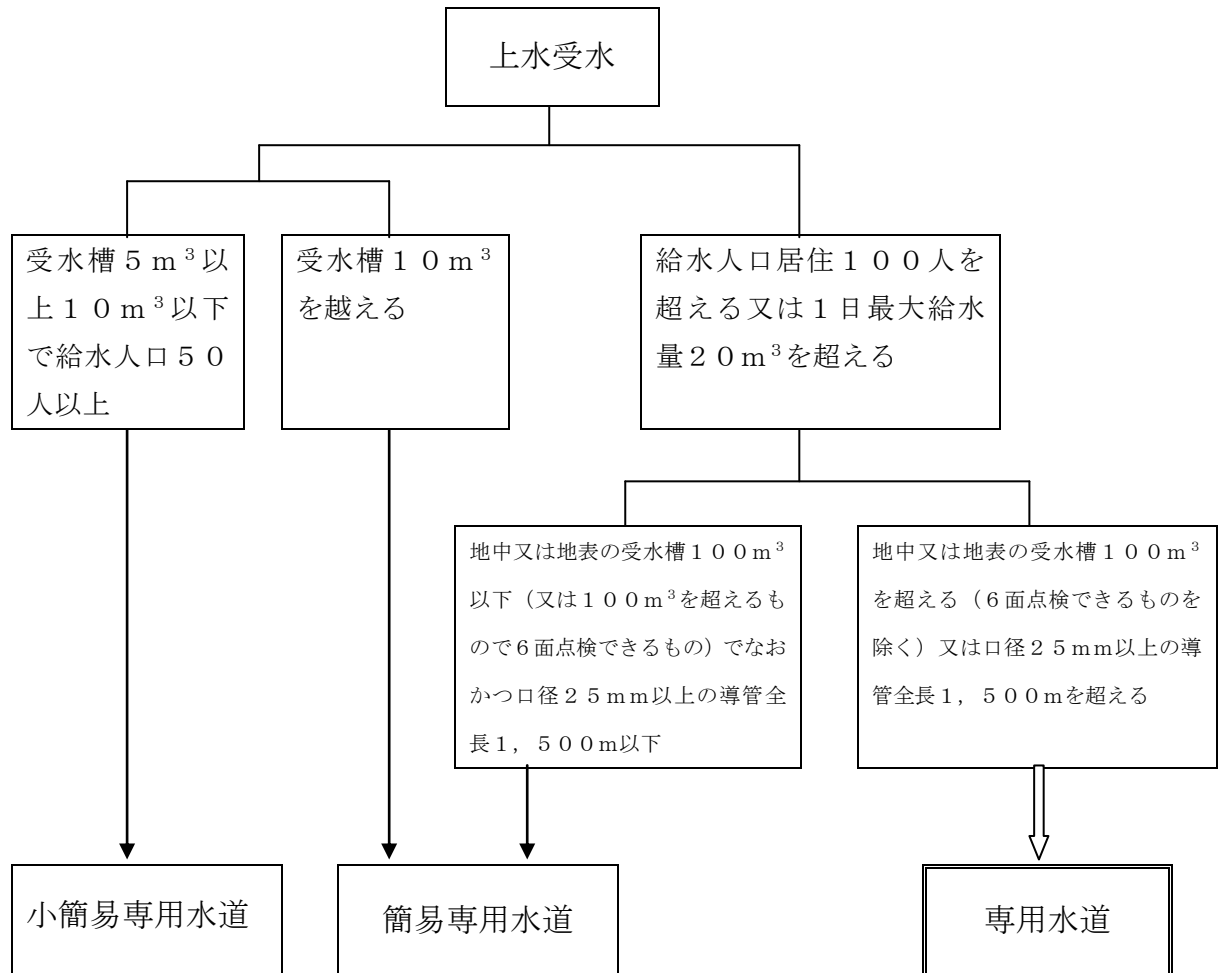
- (1) 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下のもの。
- (2) 水槽の有効容量の合計が100m³以下のもの。または有効容量の合計が100m³を超えるもので、六面点検ができるもの。

なお、居住に必要な水を供給するものとは、継続的な生活を営むために必要な水を供給することを言います。

○利用形態1（自己水源又は上水混合の場合）



○利用形態2（上水受水の場合）



Ⅲ 設置者の義務

専用水道の設置者は「水道法」により次のことが義務付けられています。

1 市への届出

(1) 新設工事や増設又は改造工事をする場合

少なくとも工事を着手する30日前に「専用水道布設工事確認申請書」により、市へ申請してください。

工事は市からの「専用水道布設工事確認通知書」を受けてから着手してください。

(2) 給水を開始する場合

当該工事が完了した時は、給水を開始する前に水質検査結果及び施設検査結果を記した「専用水道給水開始届出書」を市へ提出してください。

ア 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は改造に係わる施設を経た給水栓の水について、別表の水質基準項目の全ての検査（51項目）及び消毒の残留塩素の検査を実施してください。

この場合、採水場所の選定は水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所（例えば配水管の末端等の水が停滞しやすい場所）を選んでください。

イ 給水開始前の施設検査は、専用水道の設置者により選任された水道技術管理者（Ⅲ2（1）ア）が新設、増設、または改造に係る施設（影響の及ぶ施設を含む）について法第5条に定める施設基準に適合していることを確認してください。

(3) 設置者に変更があった場合

譲渡等により専用水道の設置者が変わった場合には、新たな設置者がすみやかに「専用水道承継届出書」を市へ提出してください。

(4) 既設の水道施設が専用水道に該当するに至った場合

ア 専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、給水人口が100人を超えた場合や1日最大給水量のうち人の生活に利用する水量が20m³を超えた場合、あるいは適用除外基準を満たさなくなった場合は、事前の確認が必要となるので「確認申請書」及び「専用水道給水開始届出書」を市へ提出してください。（Ⅲ1（1）、（2））

(5) その他申請事項に変更のあった場合

確認を要する工事以外の工事や技術管理者の変更、水道事業所所在地の変更等確認申請書の記載事項に変更のあった場合は、すみやかに「専用水道布設工事申請書記載事項変更届出書」を市へ提出してください。

(6) 廃止する場合（布設工事を中止し、専用水道とする意思がなくなったときも含む。）

給水人口の減少、施設規模の縮小又は消滅等により専用水道としての用件を失った場合や「確認通知」を受けた後、工事に着手したが、その工事が取り止めとなったときは「専用水道廃止届出書」を市へ提出してください。

2 維持管理

専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意してください。

(1) 管理体制の整備

ア 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため水道技術管理者を置かなければなりません。その任免は、設置者が自ら行うものであり、法で定める資格を有する者であることを確認して選任してください。

[水道技術管理者の業務内容]

- ① 水道施設が施設基準（法第5条）に適合しているかどうかの検査
- ② 給水開始前の水質検査及び施設検査（法第13条）
- ③ 定期及び臨時の水質検査（法第20条）
- ④ 浄水場などの従事者の健康診断（法第21条）
- ⑤ 塩素消毒などの衛生上の措置（法第22条）
- ⑥ 給水の緊急停止（法第23条）
- ⑦ 給水停止命令による給水停止（法第37条）

【水道技術管理者の資格要件】

		実 務 経 験 年 数				根 拠 (施行令第6条)
水道技術管理者としての基礎教育を受けた者	専攻の種別	土 木 工 事		土木工学以外の工学及び理学・農学・医学・薬学	工学・理学・農学・医学・薬学以外の学部・学科	
	学校の種別	衛生工学 水道工学 を専攻	衛生工学 水道工学 以外を専攻			
基礎教育を受けた者	新制大学院 大学の専攻科	1年以上 (6ヶ月以上)	2年以上 (1年以上)			第1項第2号
	新制大学	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)	
	旧制大学	2年以上 (1年以上)		4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)	
	短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上 (2年6ヶ月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)	
	高等学校 旧制中学	7年以上 (3年6ヶ月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以上（5年以上）水道技術上の実務に従事した経験を有する者 ・外国の学校において上記の学科目を、上記の規定のある学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者 ・厚生労働大臣が認定する講習を修了した者 				第1項第3号 第1項第4号 第1項第4号	

注) 数次は、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数です。

但し、()内は簡易水道及び1日最大給水量が1,000立方メートル以下の専用水道を対象とします。(施行令第6条第2項)

イ 図面等の整備

水道施設の維持管理を行っていく上で必要な配管系統図等主要施設の各種図面、書類及び工具検査機器等は、必ず整備保管しておいてください。

ウ 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行ったときは、その記録を作成し保存してください。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

給水開始前の水質検査及び施設検査の記録	5年
定期及び臨時の水質検査の結果	
定期及び臨時の健康診断の結果	1年
施設の点検、清掃、修理等の実施記録	

エ その他

平常より水道施設や水源の監視を強化し、水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器を導入するなど、毒物劇物による汚染の早期発見に努め、水源又は施設の異常を発見したときは直ちに適切な措置が講じられるよう連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておいてください。

(2) 衛生管理

ア 立入禁止措置

水源及び各施設の周囲にみだりに人畜が立ち入ることのないように柵を設け、施設管理する等汚染防止のための一般の注意を喚起するに必要な標札、立札掲示等をしてください。

イ 汚染の防止

水源及び各施設の周辺は常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないよう留意してください。

また、施設の構内においては、便所、廃棄物収集所、汚水溜等の施設は汚水のもれない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作、園芸、家畜等の放し飼い等をしないでください。

ウ 残留塩素の保持

給水栓末端における水が遊離残留塩素を0.1mg/l（結合残留塩素の場合は0.4mg/l）以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うとともに、事故に備えて必ず予備の消毒薬を用意してください。

また、病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を0.2mg/l（結合残留塩素の場合は1.5mg/l）以上としてください。

(3) 施設管理

ア 定期点検

水道施設各部（取水，貯水，導水，浄水，送水及び配水の各施設）について定期的に点検を行い，施設基準に適合しているかどうかを確認するとともに清潔の保持及び異常の発見に努めてください。

イ 水槽等の定期的な清掃

受水槽，高置水槽等は常に清潔にし，水の汚染の防止を図るために，1年に1回以上定期的に清掃するほか，水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃を行ってください。

(4) 水質管理

専用水道により供給される水は，別表（※）に掲げる水質基準に適合しなければなりません。

専用水道の設置者は，次のとおり水質検査を実施し，給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し，適合していない場合は，その原因を究明し対策を講じてください。

（※）・水質検査項目一覧表（13ページ）

・水質基準項目の検査頻度及び省略の概要（14ページ）

ア 定期の水質検査

(ア) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）について1日1回以上検査を行ってください。

(イ) 定期の水質検査

専用水道設置者は，水道技術管理者の関与の下，水道法施行規則に基づき，定期の水質検査の事項及び回数等の実施計画を水質検査計画として定め，この計画に基づき検査を実施してください。

① おおむね1か月に1回以上行う検査

i 水質基準に関する省令の表中1の項，2の項，38の項，46の項から51の項までの事項についてはおおむね1か月に1回以上検査を行ってください。これらの事項については，検査を省略することはできません。

ii 水質基準に関する省令の表中42の項，43の項の事項については，水源における当該物質を産出する藻類の発生状況から検査を実施する必要があることが明らかであると認められる時期を除き，1か月に1回以上検査を行ってください。

② おおむね3か月に1回以上行う検査

水質基準に関する省令の表中1の項，2の項，38の項，42の項，43の項，46の項から51の項までの事項以外の事項については，おおむね3か月に1回以上検査を行ってください。

このうち、水質基準に関する省令の表中10の項、21の項から31の項までの事項については、検査の回数を減じ又は検査を省略することはできません。

③ 検査の回数を減じ又は検査を省略できる事項

- i おおむね1か月に1回以上検査を行わなければならない事項のうち、水質基準に関する省令の表中38の項、46の項から51の項までの事項については、自動測定装置及び日常点検等により監視並びに測定及び記録がされている場合は、おおむね3か月に1回以上まで検査の回数を減じることができます。
- ii おおむね3か月に1回以上検査を行わなければならない事項のうち、水質基準に関する省令の表中10の項、21の項から31の項までの事項以外の事項については、過去3年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されず、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認める場合において、過去3年間の検査結果の最大値が、基準値の5分の1以下であるときはおおむね1年に1回以上、10分の1以下であるときはおおむね3年に1回以上まで検査の回数を減じることができます。
- iii 水質基準に関する省令の表中1の項、2の項、9の項から11の項、21の項から25の項まで、27の項から31の項まで、38の項、46の項から51の項までの事項以外の事項については、過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況等から検査を省略できます。
- iv 検査の省略を行った場合であっても、おおむね3年に1回程度は、省略した項目について水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認してください。

イ 臨時の水質検査

専用水道により供給される水が水質基準に適合しない恐れがあるときに行うもので、提起の検査項目に準じて実施してください。

また、臨時の水質検査は次のような場合に実施してください。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (イ) 水源に異常があったとき
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- (エ) 浄水工程に異常があったとき
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (カ) その他の必要があるとき

なお、臨時の水質検査を行った事項は、定期の水質検査に代えることができ

ます。

ウ 原水の水質検査

- (ア) 原則として、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期（降水、洪水、渇水等）を選定して、年1回以上、水質基準に関する省令の表中21の項から31の項まで及び48の項以外の項目について実施してください。

ただし、浄水受水専用水道並びに井戸等の自家用水源（一部及び全部）を原水とする施設であって塩素消毒のみを行っている施設については、必要に応じて検査を実施してください。

- (イ) クリプトスポリジウム等対策として、厚生労働省の定める「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき管理を実施してください。

① 浄水受水以外の専用水道にあつては、原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を実施してください。

② 指標菌が検出された場合であつてかつクリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる浄水処理を実施していない施設については、施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3か月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

③ 原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は、3か月に1回以上、原水の指標菌検査を実施し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

④ 原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水の場合は、年1回原水の水質検査（（ア）で原水の水質検査を実施した場合は、当該検査）を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の検査結果から、被圧地下水以外の水の混入の有無を確認する他、3年に1回、井戸内部の撮影等によりケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行ってください。

(5) 水質検査計画

毎事業年度の開始前に、以下の内容について定期水質検査計画を策定してください。

- (ア) 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

原水から、給水栓にいたるまでの水質の状況、汚染の原因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項

- (イ) 定期の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

水源の種別，水源の状況，浄水処理方法，送水・配水・給水の状況等を踏まえ，採水の場所，検査の回数に関する事項

(ウ) 定期の検査を省略する項目については，当該項目及びその理由

水源の種別，水源の状況，浄水処理方法，送水・配水・給水の状況等を踏まえ，省略する項目に関する事項

(エ) 臨時の検査に関する事項

臨時の水質検査を行うための要件，水質検査を行う項目等に関する事項

(オ) 原水の水質検査に関する事項

(カ) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

(キ) その他，水質検査の実施に際し，配慮すべき事項

(6) 水質検査の委託

ア 水質管理を強化するためには，自己検査施設を設けることが最も望ましいですが，水質検査を委託して実施する場合は，地方公共団体の機関又は水道法第20条で厚生労働大臣の登録を受けた者に委託することができます。

なお，委託する水質検査機関を選定する際には，資料の採取地点から検査施設への資料の運搬手段や運搬経路にも着目し，試料の採取，運搬及び水質検査を速やかに実施できる水質検査機関であることを確認してください。

イ 水質検査を水質検査機関に委託する場合は，次の事項が明記された契約書により，水質検査機関と直接契約を締結してください。

なお，臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約と別途締結する場合は，定期検査の委託契約において，臨時検査は別の契約に基づき委託することを明記してください。

(ア) 委託する水質検査の項目

(イ) 定期検査の時期及び回数

(ウ) 委託に係る料金

(エ) 試料の採取又は運搬を委託するときは，その採取又は運搬の方法（採取日程，採取地点，試料容器，採取方法，運搬主体及び運搬方法）

(オ) 水質検査の結果の根拠となる書類（分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した書類，検量線，クロマトグラム並びに濃度計算書）

(カ) 臨時検査の実施の有無

ウ 委託契約書とその契約の終了の日から5年間保存してください。

エ 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることを確認してください。

オ 試料の採取又は運搬を専用水道の設置者が自ら行う場合は，採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡してください。

(7) 薬品の管理

- ア 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等関係法令・基準を遵守し、防毒面、塩素中和装置等の保安用具設備を整備しておいでください。
- イ 次亜塩素酸ナトリウム溶液その他浄水処理に使用する薬品については暗所に保存し、使用方法は適正に行うとともに、その使用量、保管量を記録するなどの薬品の安全管理に万全を期してください。
- ウ 次亜塩素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇する恐れがあるので、貯蔵期間、貯蔵温度には注意をしてください。

(8) 健康診断

専用水道の設置者は、取水場、浄水場又は配水池等において業務に従事している者、及びこれらの敷地構内に居住している者を対象として、次により定期及び臨時の健康診断を実施してください。

なお、健康診断の内容は、病原体がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス）の有無について行うこととし、感染性下痢症及び各種下痢腸炎等にも注意することが必要です。病原体検索は主として便について行い、必要に応じ尿、血液その他についても実施してください。

ア 定期の健康診断

上記対象者についておおむね6ヶ月毎に行ってください。

イ 臨時の健康診断

検診対象者に、病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、発生した感染症又は発生するおそれのある感染症について実施してください。

3 市への報告

給水開始届出及び専用水道届出を行った専用水道施設については、当面の間、次表による水質検査を行い、その結果を市に報告してください。

水 質 検 査	毎日の水質検査（色、濁り、残留塩素）	翌月の15日まで	水質検査月報用紙
	定期の水質検査		検査成績書の写し
	臨時の水質検査		
	原水の水質検査		

IV 市の指導

1 届出等の指導

設置者に届出及び維持管理の重要性を指導します。

2 立入検査・改善指導

市担当職員は、現地に立ち入り、帳簿、水質、施設等进行检查します。

また、検査の結果、衛生上問題がある場合等は、必要な改善措置をとるよう指導します。

3 改善の指示・給水停止命令

専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要ながあると認められる場合であって、改善指導に従わないときは、必要な改善をすべき旨を指示することがあります。

また、改善の指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

V 汚染事故等の緊急時の措置

万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれがあるときは、ただちに給水を停止し、関係者へ周知するとともに市へ連絡する等必要な措置を講じてください。

また、断滅水が生じた場合も市へ報告してください。

水 質 検 査 項 目 一 覧 表

番号	検 査 項 目	基 準 値	専 用 水 道 (水 道 法)					
			原水	浄 水				
				毎年	給水 開始前	毎日	毎月	毎月 (発生部)
	残留塩素濃度	0.1mg/l以上			○			
	色	異常なし			○			
	濁り	異常なし			○			
1	一般細菌	100個/m ³ 以下	○	○		○		
2	大腸菌	検出されないこと	○	○		○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	○				○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	○				○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○				○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○				○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○				○
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○				○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	○				○
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○	○				○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	○				○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	○				○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	○	○				○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	○				○
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	○				○
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	○				○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	○				○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○				○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○				○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	○				○
21	塩素酸	0.6mg/l以下		○				○
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		○				○
23	クロロホルム	0.06mg/l以下		○				○
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下		○				○
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下		○				○
26	臭素酸	0.01mg/l以下		○				○
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下		○				○
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下		○				○
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下		○				○
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下		○				○
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下		○				○
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	○	○				○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	○				○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	○				○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	○	○				○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	○				○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○				○
38	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○		○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	○				○
40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	○				○
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	○				○
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	○	○			○	
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	○	○			○	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	○				○
45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	○				○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○		○		
47	pH値	5.8以上8.6以下	○	○		○		
48	味	異常なし		○		○		
49	臭気	異常なし	○	○		○		
50	色度	5度以下	○	○		○		
51	濁度	2度以下	○	○		○		
	アンモニア態窒素							
項 目 数			39	51	3	9	2	40

水質基準項目の検査頻度及び省略の概要

番号	検査項目	基準値	採水場所	ア：	アの項目で連続計測記録有る時は	イ：	ウ：	ウの項目で汚染源の設置状況、過去3年基準値の20%以下の時は	ウの項目で汚染源の設置状況、過去3年基準値の10%以下の時は	エ：過去の検査結果が50%超えがない				
				月1回	3ヶ月に1回	イの項目で汚染源の設置状況、過去3年基準値の20%以下の時は	ウの項目で汚染源の設置状況、過去3年基準値の20%以下の時は	ウの項目で汚染源の設置状況、過去3年基準値の10%以下の時は	周辺の状況省略可	周辺の状況、薬品資機材の使用状況省略可	周辺の状況省略可	周辺の状況省略可		
1	一般細菌	100個/m ² 以下	給水栓	○										
2	大腸菌	検出されないこと	給水栓	○										
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	注1				○		○		○			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	注1				○		○		○			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	注1				○		○		○			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	給水栓				○		○			○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	注1				○		○		○			
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	給水栓				○		○			○		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	注1				○		○					
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	給水栓				○		○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	注1				○		○					
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	注1				○		○		○			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	注1				○		○		○			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	注1				○		○					○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	注1				○		○					○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	注1				○		○					○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	注1				○		○					○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	注1				○		○					○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	注1				○		○					○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	注1				○		○					○
21	塩素酸	0.6mg/l以下	給水栓				○		○					
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	給水栓				○		○					
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	給水栓				○		○					
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	給水栓				○		○					
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	給水栓				○		○					
26	臭素酸	0.01mg/l以下	給水栓				○		○		○			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	給水栓				○		○					
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	給水栓				○		○					
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	給水栓				○		○					
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	給水栓				○		○					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	給水栓				○		○					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	給水栓				○		○			○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	給水栓				○		○			○		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	給水栓				○		○			○		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	給水栓				○		○			○		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	注1				○		○		○			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	給水栓				○		○		○			
38	塩化物イオン	200mg/l以下	給水栓	○	○									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	注1				○		○		○			
40	蒸発残留物	500mg/l以下	注1				○		○		○			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	注1				○		○		○			
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	給水栓				○		○		○			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	給水栓				○		○		○			○
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	注1				○		○		○			
45	フェノール類	0.005mg/l以下	注1				○		○		○			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	給水栓	○	○									
47	pH値	5.8以上8.6以下	給水栓	○	○									
48	味	異常なし	給水栓	○	○									
49	臭気	異常なし	給水栓	○	○									
50	色度	5度以下	給水栓	○	○									
51	濁度	2度以下	給水栓	○	○									

- 注1) 送配水施設において濃度が上昇しないことが明らかな場合は、浄水施設の出口又は送配水施設でも採水可。
 注2) ウにおいて、汚染源の設置状況とは、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合。
 注3) ウの省略において、過去3年間に水源の種別、取水地点、又は浄水方法を変更した場合は省略不可。
 注4) エにおいて、周辺の状況とは原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して判断する。
 注5) エにおいて、ホウ素は海水を原水とする場合は省略は不可。
 注6) エにおいて、臭素酸はオゾン処理の場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合は証明不可。

